

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年11月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300235号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300054号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月30日から平成元年10月1日まで

請求期間において正社員としてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において正社員としてA社に勤務していたと主張しているところ、同社で当該期間において厚生年金保険の被保険者記録を有する被保険者(以下「同僚」という。)のうち連絡可能な27人に照会を行い、複数の同僚から請求者が同社において勤務していた旨の回答が得られたことから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散し、事業主は亡くなっており、連絡先が判明した役員及び同社の社会保険事務担当者は、請求者の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については資料がなく不明である旨回答している上、同僚からも請求者の具体的な勤務実態については回答を得ることができない。

また、請求者のA社における雇用保険の記録は確認できないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者縦覧照会回答票により、請求期間において同社で厚生年金保険の被保険者となった者を確認したが、請求者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番もないことから、同社における請求者の被保険者記録が欠落した形跡はない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにより、請求者の氏名検索を行ったが、A社における請求者の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年

金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。